

宮代町地産地消推進の店認定事業実施要綱（平成31年宮代町告示第12号）

（目的）

第1条 この告示は、宮代産農産物等を積極的に取り扱う町内の店舗等を宮代町地産地消推進の店（以下「推進店」という。）として認定することにより、地産地消推進の取組を町内外に広く発信し、宮代産農産物等の生産及び消費を拡大するとともに農業者と商工業者との連携を促進することで、町内産業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）農産物等 農産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原材料とする加工品をいう。
- （2）宮代産農産物等 農産物等のうち、町内で、生産され、飼育され又は養殖されたもの並びにこれらを原材料に含む加工品をいう。
- （3）店舗等 次のアからウに掲げるものをいう。
 - ア 小売店 町内で営業するスーパーマーケット、青果店、農産物直売所その他の農産物等を販売する店舗。ただし、農産物直売所については、原則として有人販売を行う店舗に限る。
 - イ 飲食店等 町内で営業する和食又は洋食店、居酒屋、中華料理店等の飲食物を提供する店舗
 - ウ 食品加工所 町内に事業所がある食品加工所等

（認定の申請）

第3条 推進店の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮代町地産地消推進の店認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の期間は、毎年度5月1日から7月末日までとする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（認定基準）

第4条 推進店の認定基準は、別表に定めるとおりとする。

（認定の決定等）

第5条 町長は、第3条の規定による申請書の提出があったときは、前条に規定する認定基準に適合するか審査し、認定の可否を決定したときは、宮代町地産地消推進の店認定結果通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により推進店として認定した申請者（以下「認定者」という。）に対し、宮代町地産地消推進の店認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）を交付するとともに、地産地消の店の看板（以下「看板」という。）を貸与するものとする。

（認定証の掲示等及び広報）

第6条 認定者は、店内のよく見える場所に認定証を掲示するとともに、町から貸与された看板を活用して、取り扱う宮代産農産物等を積極的に宣伝広告するものとする。

2 町長は、推進店に関する情報を町のホームページ又は広報紙等の媒体を通じて、広く周知するものとする。

(認定の有効期間)

第7条 推進店の認定期間は、第10条の規定による認定の辞退又は第11条の規定による認定の取消しがあったときを除き、継続されるものとする。

(申請内容の変更)

第8条 認定者は、第3条の規定により申請した事項のうち、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに宮代町地産地消推進の店認定変更届(様式第4号)により、町長に届出なければならない。

- (1) 認定者の住所又は氏名
- (2) 所在地
- (3) 店舗等の名称
- (4) 店舗等の連絡先
- (5) 業態又は業種
- (6) 担当者の氏名、電話番号又はメールアドレス

(調査)

第9条 町長は、推進店に対し、必要に応じて現地確認を実施することができる。

(認定の辞退)

第10条 認定者は、廃業等によりその営業を終了したとき又は認定を辞退しようとするときは、宮代町地産地消推進の店認定辞退届(様式第5号)により町長に届け出るものとし、併せて認定証及び看板を返還するものとする。

(認定の取消し)

第11条 町長は、推進店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する認定基準を満たしていないとき。
- (2) 消費者の信頼又は宮代産農産物等のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消すときは、宮代町地産地消推進の店認定取消通知書(様式第6号)により、認定者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた認定者は、速やかに認定証及び看板を町に返還しなければならない。

(管理台帳)

第12条 町長は、宮代町地産地消推進の店管理台帳(様式第7号)を整備し、必要な事項を記録するものとする。

(町の賠償責任)

第13条 推進店において発生した食中毒、異物混入、食物アレルギーその他の事故等により、消費者が被った損害については、町はその責めを負わないものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、推進店の認定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

認定基準

<p>共通事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 この事業の趣旨に賛同し、積極的に宮代産農産物等を活用し、PRしていく意思があること。 2 町が実施する地産地消関連事業(キャンペーンイベントへの参加、チラシ・パンフレット等の設置、各種調査等)に積極的に協力すること。 3 認定に関し、町がホームページ又は広報紙等の媒体を利用し、広く一般に公開することを承諾すること。 4 食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法令を遵守していること。 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと並びにこれらのものと密接な関係がないこと。
<p>小売店(農産物直売所を除く。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 年間を通して宮代産農産物等を販売すること。 2 他の商品とは別に宮代産農産物等の売場を設置し、宮代産であることを消費者に分かりやすく表示し、販売すること。 3 宮代産農産物等の販売を継続的に増やしていくよう努めること。
<p>農産物直売所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮代産農産物等を概ね100日以上販売すること。 2 宮代産農産物であることを消費者に分かりやすく表示した商品を販売すること。 3 宮代産農産物等の販売量又は販売金額が、農産物等の年間販売量又は販売金額のうち、概ね5割以上を占めること。
<p>飲食店等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮代産農産物等を主として使用した料理を2品目又は宮代産農産物等を重量で3割以上使用した料理を年間を通して提供すること(年間を通しての供給が難しいときは他の宮代産農産物等で本要件を満たすこと。) 2 宮代産農産物等を使用した料理について、メニュー又は店内ボード等で消費者に分かりやすく表示すること。 3 宮代産農産物等を使用した料理を、今後も増やしていこうとする意欲があること。
<p>食品加工所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮代産農産物等を主たる原材料として使用した加工品を1品目以上製造していること。 2 宮代産農産物等の原材料を使用していることを、原材料表示、ラベル等により消費者に分かりやすく表示すること。 3 宮代産農産物等を主たる原材料とした加工品を増やしていこうとする意欲があること。

様式第1号（第3条関係）

宮代町地産地消推進の店認定申請書

年 月 日

宮代町長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

宮代町地産地消推進の店の認定を受けたいので、宮代町地産地消推進の店認定事業実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、認定された場合には、同要綱第6条の規定による認定証の掲示及び申請書記載事項の公開並びに同要綱第9条の規定による調査の受入れに同意します。

記

1 申請内容

店舗等の名称		
所在地	〒 宮代町	
連絡先	電話番号： FAX 番号： E-mail： ホームページアドレス：	
業態・業種 (いずれかに○)	小売店	スーパーマーケット 青果店 農産物直売所 その他 ()
	飲食店等	和食店 洋食店 居酒屋 中華料理店 その他 ()
	食品加工所	食品加工所 その他 ()
担当者	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

2 添付書類

宮代町地産地消推進の店認定申請明細書

宮代町地産地消推進の店認定申請明細書

(小売店(農産物直売所を除く)用)

下記認定基準を全て満たすことを確認しました。(□に✓点を記入してください。)

【認定基準】

- 1 この事業の趣旨に賛同し、積極的に宮代産農産物等を活用し、PRしていく意思があること。
- 2 町が実施する地産地消関連事業(キャンペーンイベントへの参加、チラシ・パンフレット等の設置、各種調査等)に積極的に協力すること。
- 3 認定に関し、町がホームページ又は広報紙等の媒体を利用し、広く一般に公開することを承諾すること。
- 4 食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係法令を遵守していること。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと並びにこれらのものと密接な関係がないこと。
- 6 年間を通して宮代産農産物等を販売すること。
- 7 他の商品とは別に宮代産農産物等の売場を設置し、宮代産であることを消費者に分かりやすく表示し、販売すること。
- 8 宮代産農産物等の販売を継続的に増やしていくよう努めること。

主な宮代産農産物等の販売品目	
売場の設置方法や宮代産農産物等であることの売場の表示方法	
今後販売を増やしていきたい宮代産農産物等	
今後の販売計画	
店舗のPR(消費者へのメッセージ等)	

※宮代産農産物等の売場の写真を必ず添付してください。

宮代町地産地消推進の店認定申請明細書

(農産物直売所用)

下記認定基準を全て満たすことを確認しました。(□に✓点を記入してください。)

【認定基準】

- 1 この事業の趣旨に賛同し、積極的に宮代産農産物等を活用し、PRしていく意思があること。
- 2 町が実施する地産地消関連事業（キャンペーンイベントへの参加、チラシ・パンフレット等の設置、各種調査等）に積極的に協力すること。
- 3 認定に関し、町がホームページ又は広報紙等の媒体を利用し、広く一般に公開することを承諾すること。
- 4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守していること。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと並びにこれらのものと密接な関係がないこと。
- 6 宮代産農産物等を概ね100日以上販売すること。
- 7 宮代産農産物等であることを消費者に分かりやすく表示した商品を販売すること。
- 8 宮代産農産物等の販売量又は販売金額が、農産物等の年間販売量又は販売金額のうち、概ね5割以上を占めること。

主な宮代産農産物等の販売品目	
販売日数	日
販売量又は販売金額	全体 宮代産 (割)
売場の設置方法や宮代産農産物等であることの売場の表示方法	
今後販売を増やしていきたい宮代産農産物等	
今後の販売計画	
店舗のPR（消費者へのメッセージ等）	

※宮代産農産物等の売場の写真を必ず添付してください。

宮代町地産地消推進の店認定申請明細書

(飲食店等用)

下記認定基準を全て満たすことを確認しました。(□に✓点を記入してください。)

【認定基準】

- 1 この事業の趣旨に賛同し、積極的に宮代産農産物等を活用し、PRしていく意思があること。
- 2 町が実施する地産地消関連事業（キャンペーンイベントへの参加、チラシ・パンフレット等の設置、各種調査等）に積極的に協力すること。
- 3 認定に関し、町がホームページ又は広報紙等の媒体を利用し、広く一般に公開することを承諾すること。
- 4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守していること。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと並びにこれらのものと密接な関係がないこと。
- 6 宮代産農産物等を主として使用した料理を2品目又は宮代産農産物等を重量で3割以上使用した料理を年間を通して提供すること（年間を通しての供給が難しいときは他の宮代産農産物等で本要件を満たすこと。）。
- 7 宮代産農産物等を使用した料理について、メニュー又は店内ボード等で消費者に分かりやすく表示すること。
- 8 宮代産農産物等を使用した料理を、今後も増やしていこうとする意欲があること。

宮代産農産物等を主として使用した料理（2品目）	
宮代産農産物等を重量で3割以上使用した料理	
宮代産農産物等を使用していることのメニューへの表示方法	
今後使用を増やしていきたい宮代産農産物等	
店舗のPR（消費者へのメッセージ等）	

※宮代産農産物等を使用した料理及びメニューの写真を必ず添付してください。

宮代町地産地消推進の店認定申請明細書

(食品加工所用)

下記認定基準を全て満たすことを確認しました。(□に✓点を記入してください。)

【認定基準】

- 1 この事業の趣旨に賛同し、積極的に宮代産農産物等を活用し、PRしていく意思があること。
- 2 町が実施する地産地消関連事業（キャンペーンイベントへの参加、チラシ・パンフレット等の設置、各種調査等）に積極的に協力すること。
- 3 認定に関し、町がホームページ又は広報紙等の媒体を利用し、広く一般に公開することを承諾すること。
- 4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守していること。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと並びにこれらのものと密接な関係がないこと。
- 6 宮代産農産物等を主たる原材料として使用した加工品を1品目以上製造していること。
- 7 宮代産農産物等の原材料を使用していることを、原材料表示、ラベル等により消費者に分かりやすく表示しPRすること。
- 8 宮代産農産物等を主たる原材料とした加工品を増やしていこうとする意欲があること。

宮代産農産物等を主たる原材料として使用している商品名	
使用している宮代産農産物等の品目	
宮代産農産物等を原材料として使用していることのラベル等への表示方法	
今後使用を増やしていきたい宮代産農産物等	
店舗のPR（消費者へのメッセージ等）	

※宮代産農産物等を使用した商品及びラベル等の写真を必ず添付してください。

様式第2号（第5条関係）

宮代町地産地消推進の店認定結果通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

年 月 日付けで申請のあった宮代町地産地消推進の店認定申請について、宮代町地産地消推進の店認定事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

認定	業態・業種	小売店 ・ 飲食店等 ・ 食品加工所
	推進店の名称	
	所在地	
	認定年月日	年 月 日
	認定の条件	宮代町地産地消推進の店認定事業実施要綱第4条別表の認定基準を満たすこと。
却下	理由	

宮代町地産地消推進の店認定証

認定第 号

様

貴店は宮代産農産物等を積極的に販売し、活用し、及びPRし、その生産及び消費の拡大に努めていることから、宮代町の地産地消を推進するお店であることを認定します。

年 月 日

宮代町長

様式第4号（第8条関係）

宮代町地産地消推進の店認定変更届

年 月 日

宮代町長 様

申請者

住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

宮代町地産地消推進の店の認定について、次のとおり変更したいので、宮代町地産地消推進の店認定事業実施要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

推進店の名称	
変更内容	
変更理由	
変更年月日	
その他	

様式第5号（第10条関係）

宮代町地産地消推進の店認定辞退届

年 月 日

宮代町長

様

申請者

住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

年 月 日付け第 号で認定を受けた宮代町地産地消推進の店について、宮代町地産地消の推進の店認定事業実施要綱第10条の規定により、認定を辞退したいので下記のとおり届け出ます。

記

業 態 ・ 業 種	小売店 ・ 飲食店等 ・ 食品加工所
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
辞 退 年 月 日	年 月 日
辞退の理由	

様式第6号（第11条関係）

宮代町地産地消推進の店認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

年 月 日付けで認定した宮代町地産地消推進の店については、宮代町地産地消推進の店認定事業実施要綱第11条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

なお、認定に伴い交付した宮代町地産地消推進の店認定証及び貸与した地産地消推進の店看板は、速やかに返還してください。

記

業 態 ・ 業 種	小売店 ・ 飲食店等 ・ 食品加工所
推 進 店 の 名 称	
所 在 地	
認 定 取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

様式第7号（第12条関係）

宮代町地産地消推進の店管理台帳

受付 番号	申請 日	申請者		店舗等の名称	所在地	連絡先		業 態	業 種	通知書		備考 (調査や取消等 の記録等)
		住所	氏名			電話 番号	E-mail			番 号	決 定 日	
								小売店 飲食店 食品加工所				
								小売店 飲食店 食品加工所				
								小売店 飲食店 食品加工所				
								小売店 飲食店 食品加工所				
								小売店 飲食店 食品加工所				

